

令和6年2月

飯田市議会第1回定例会議案

令和6年飯田市議会第1回定例会議案目次

(2月27日提出分)

- | | |
|--------|---|
| 議案第2号 | 公平委員会の委員の選任について |
| 議案第3号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 議案第4号 | 飯田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第5号 | 飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第6号 | 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第7号 | 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第8号 | 飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第9号 | 飯田市南信濃福祉研修センター条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第10号 | 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第11号 | 飯田市保育所型認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第12号 | 飯田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第13号 | 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第14号 | 飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第15号 | 飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第16号 | 飯田市農業研修生住宅条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第17号 | 飯田市電気自動車用急速充電器設置条例の制定について |
| 議案第18号 | 飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第19号 | 飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第20号 | 飯田市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について |

議案第21号	令和6年度航空写真撮影及び写真地図作成に関する事務の受託について
議案第22号	工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事）
議案第23号	工事請負契約の一部変更について（橋りょう耐震整備事業橋梁（りょう）耐震整備工事）
議案第24号	市道路線の認定について
議案第25号	市道路線の廃止について
議案第26号	市道路線の変更について
議案第27号	令和5年度飯田市一般会計補正予算（第10号）案
議案第28号	令和5年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第29号	令和5年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第30号	令和5年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）案
議案第31号	令和5年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案
議案第32号	令和5年度飯田市水道事業会計補正予算（第4号）案
議案第33号	令和5年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第34号	令和6年度飯田市一般会計予算（案）
議案第35号	令和6年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第36号	令和6年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第37号	令和6年度飯田市介護保険特別会計予算（案）
議案第38号	令和6年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案）
議案第39号	令和6年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）
議案第40号	令和6年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）
議案第41号	令和6年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）

議案第42号 令和6年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）

議案第43号 令和6年度飯田市病院事業会計予算（案）

議案第44号 令和6年度飯田市水道事業会計予算（案）

議案第45号 令和6年度飯田市下水道事業会計予算（案）

議案第46号 令和6年度飯田市各財産区会計予算（案）

議案第2号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 菅沼 文秀

飯田市内在住 村松 理香

議案第3号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 吉澤 英幸

議案第4号

飯田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の一部を次のように改正する。別表第4に次のように加える。

災害応急作業等手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う心身に著しい負担を与える業務として市長が認めるものに従事した職員	従事した日1日につき840円。 ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令等の規定に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域又は同等の区域であると市長が認めるものにおける業務に従事した場合は、従事した日1日につき1,680円
-----------	--	---

（備考） 職員が災害応急作業等手当の支給を受ける業務に従事した日に特殊作業現場手当の支給を受ける業務に従事した場合は、当該日に係る特殊作業現場手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

議案第5号

飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市職員の退職手当に関する条例（昭和38年飯田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（1月間の日数（飯田市の休日を定める条例（平成元年飯田市条例第40号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、「疾病」を「傷病」に改める。

第6条の4第1項中「。以下「施行令」という。」を削る。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第17条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

附則第15項中「大学共同利用期間法人」を「大学共同利用機関法人」に、「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1事務の種類欄中「大正11年法律第71号」を「平成16年法律第75号」に改め、「（昭和32年飯田市条例第29号）」を削る。

別表第2及び同表備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の区分欄中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

別表第3の1の項中「昭和25年法律第201号。」を削り、同表中「

10	法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
11	法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査	1件	28,000円
12	法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	120,000円
		許可の期間が1月以内のもの	60,000円
13	法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2	工作物を築造する場合（次の区分に掲げる場合を除く。）	12,000円
		確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	7,000円

項の規定による 通知に対する審 査			
14 法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	1件		13,000円
15 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件		180,000円
16 飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件		180,000円
17 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査	1件		180,000円

を
「

10 法第86条の7第1項の規定により法第43条第1項の規定の適用が除外される建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項に規定するものをいう。）に係る認定の申請に対する審査	1件		28,000円
11 法第86条の7第1項の規定により法第44条第1項の規定の適用が除外される建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第7項に規定するものをいう。）に係る認定の申請に対する審査	1件		28,000円
12 法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1件		27,000円
13 法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査	1件		28,000円
14 法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	1件	120,000円
	許可の期間が1月以内のもの	1件	60,000円
15 法第88条第1項において準用する法第6条第	工作物を築造する場合（次の区分に掲げる場合を除く。）	1件	12,000円
	確認を受けた工作物の計画を変更し	1件	7,000円

1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	て工作物を築造する場合		
16	法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	1件	13,000円
17	飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円
18	飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円
19	飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（平成22年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第1条」を「前条」に改める。

第12条第6項中「第11条第1項後段」を「前条第1項後段」に改める。

第30条第1項及び第35条中「第3章」を「前章」に改める。

別表中

「

下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
下久堅下虎岩第3地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地7
下久堅下虎岩第4地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩1750番地9
下久堅下虎岩第5地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩792番地
下久堅虎岩第1地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10

」

を

「

下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
下久堅下虎岩第4地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩1750番地9
下久堅下虎岩第5地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩792番地

」

に、

「

三穂下瀬第2地域振興住宅	飯田市下瀬288番地1
三穂下瀬第3地域振興住宅	飯田市下瀬245番地1

」

を

議案第7号2

「

三穂下瀬第2 地域振興住宅	飯田市下瀬288番地1
---------------	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「もの」を「個人番号」に改め、同条第2号中「もの」を「特定個人情報」に改め、同条第3号中「もの」を「個人番号利用事務実施者」に改め、同条第4号中「もの」を「情報提供ネットワークシステム」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「規定による特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	飯田市営住宅等条例による4号市営住宅の管理に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者関係情報」という。）</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者関係情報」という。）</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</p> <p>(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</p> <p>(5) 生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）</p>
2 市長	行政措置として行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</p> <p>(1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報</p> <p>(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）</p>

		<p>(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等配偶者支援金関係情報」という。）又は同法による支援給付の支給に関する情報（以下これらを「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</p> <p>(8) 外国人生活保護実施関係情報</p>
3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(3) 生活保護関係情報</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）</p> <p>(5) 地方税関係情報</p> <p>(6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(7) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報</p>
4 市長	法別表の10の項の下欄に掲げる事務	<p>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</p> <p>(1) 行政措置として行う予防接種の実施に関する情報</p> <p>(2) 中国残留邦人等配偶者支援金関係情報</p> <p>(3) 外国人生活保護実施関係情報</p>
5 市長	法別表の16の項の下欄に掲げる事務	<p>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</p> <p>(1) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国保関係情報」という。）</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料に関する情報（以下「高確法関係情報」とい</p>

		う。) (3) 介護保険法による保険給付の支給又は保険料に関する情報
6 市長	法別表の19の項の下欄に掲げる事務	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市長が規則で定めるもの
7 市長	法別表の35の項の下欄に掲げる事務	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市長が規則で定めるもの
8 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務であって市長が規則で定めるもの	生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの
9 市長	法別表の76の項の下欄に掲げる事務	次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの (1) 生活保護実施関係情報 (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (3) 身体障害者関係情報 (4) 精神障害者関係情報 (5) 国保関係情報 (6) 高確法関係情報 (7) 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する情報 (8) 外国人生活保護実施関係情報
10 市長	特定個人番号利用事務のうち、法第19条第8号の規定により市長がその処理に当たり生活保護関係情報の提供を求めることができるものであって市長が規則で定めるもの	外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの
11 市長	飯田市福祉医療費給付金条例による支給対象者	次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援に関する情報

	に対する給付金の支給に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (2) 身体障害者関係情報 (3) 精神障害者関係情報 (4) 生活保護実施関係情報 (5) 地方税関係情報 (6) 国保関係情報 (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報 (8) 高確法関係情報 (9) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (11) 外国人生活保護実施関係情報
12 市長	飯田市福祉医療費給付金条例による支給対象者に対する費用の貸付けに関する事務であって市長が規則で定めるもの	次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護実施関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国保関係情報 (4) 高確法関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (6) 外国人生活保護実施関係情報
13 市長	法別表の84の項の下欄に掲げる事務	次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護実施関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健医療費用関係情報」という。）であって市長が規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの	教育委員会	学校保健医療費用関係情報であって市長が規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって市長が規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 児童扶養手当支給関係情報 (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (5) 外国人生活保護実施関係情報
4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって市長が規則	教育委員会	学校保健医療費用関係情報であって市長が規則で定めるもの

	で定めるもの	
--	--------	--

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

議案第9号

飯田市南信濃福祉研修センター条例を廃止する条例の制定について

飯田市南信濃福祉研修センター条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市南信濃福祉研修センター条例を廃止する条例（案）

飯田市南信濃福祉研修センター条例（平成17年飯田市条例第83号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）」を
「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）」に改める。
第4章 雑則（第54条）」

第6条中第2項から第6項までを削る。

第14条第4項第3号イ中「18歳未満の子ども」を「22歳未満の子（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。）」に改める。

第24条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を削る。

第37条第3項中「第7条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第39条第2項を削る。

第43条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特

定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第43条第5項中「前項」を「前項第2号」に改める。

第52条第3項中「含む。）」との次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第53条第3項中「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第54条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和6年9月1日から施行する。

議案第11号

飯田市保育所型認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市保育所型認定こども園設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市保育所型認定こども園設置条例の一部を改正する条例（案）

飯田市保育所型認定こども園設置条例（令和3年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

認定こども園	飯田市座光寺保育園	飯田市座光寺1716番地
認定こども園	飯田市松尾東保育園	飯田市松尾寺所5645番地1

」

を

「

認定こども園	飯田市座光寺保育園	飯田市座光寺1716番地
--------	-----------	--------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

飯田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（案）

飯田市デイサービスセンター条例（平成12年飯田市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中

「

飯田市上村デイサービスセンター	飯田市上村844番地1
飯田市南信濃デイサービスセンター	飯田市南信濃和田1550番地

」

を

「

飯田市上村デイサービスセンター	飯田市上村844番地1
-----------------	-------------

」

に改める。

別表第1中

「

飯田市上村デイサービスセンター	午前8時30分から 午後5時30分まで	12月30日から翌年の1月3日まで
飯田市南信濃デイサービスセンター	午前8時30分から 午後5時30分まで	(1) 日曜日 (2) 12月31日から翌年の1月3日まで

」

を

「

飯田市上村デイサービスセンター	午前8時30分から 午後5時30分まで	12月30日から翌年の1月3日まで
-----------------	------------------------	-------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯田市介護保険条例（平成12年飯田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第3号中「53,820円」を「49,512円」に改め、同項第6号イ中「(1)」を「同イ(1)」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「(1)」を「同イ(1)」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「(1)」を「同イ(1)」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「(1)」を「同イ(1)」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「(1)」を「同イ(1)」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「147,108円」を「150,696円」に改め、同号ア中「700万円」を「620万円」に改め、同号イ中「(1)」を「同イ(1)」に改め、「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第12号中「157,872円」を「193,752円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号の次に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 165,048円

- ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）」

(13) 次のいずれかに該当する者 172,224円

- ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）」

(14) 次のいずれかに該当する者 179,400円

- ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同イ(1)に係る部分を除く。）」

る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 186,576円

ア 合計所得金額が1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,528円」を「20,088円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,528円」を「20,088円」に、「35,880円」を「34,440円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,528円」を「20,088円」に、「50,232円」を「49,152円」に改める。

第7条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号」を「同項第1号から第13号」に改める。

附則第7条中「飯田市税条例」の次に「(昭和32年飯田市条例第29号)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯田市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第14号

飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年飯田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

（飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年飯田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」を
「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）
第6章 雑則（第35条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者

の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「第4章の規定」を「次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）」に改める。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条第2項中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び同条第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第7号中「規定する」の次に「解決すべき」を加え、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。

- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条第22号及び同条第23号中「こと」を「もの」に改め、同条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に、「基づき」を「より」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法其他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年飯田市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」を加える。

(飯田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 飯田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年飯田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「居宅サービス事業者(法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。)」を「指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)等」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加え、同条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の揭示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第23条第3項（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第15号

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

飯田市福祉医療費給付金条例（平成15年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号本文中「500円」の次に「（支給対象者が子ども、母子家庭等の子又は父母のない児童（これらの者が障害者に該当する場合を含む。以下この号において「子ども等」と総称する。）である場合にあっては300円）」を加え、同号ただし書中「500円」の次に「（支給対象者が子ども等である場合にあっては300円）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯田市福祉医療費給付金条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付等に係る給付金の支給について適用し、施行日前に受けた療養の給付等に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

議案第16号

飯田市農業研修生住宅条例を廃止する条例の制定について

飯田市農業研修生住宅条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市農業研修生住宅条例を廃止する条例（案）

飯田市農業研修生住宅条例（平成23年飯田市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

飯田市電気自動車用急速充電器設置条例の制定について

飯田市電気自動車用急速充電器設置条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市電気自動車用急速充電器設置条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、飯田市電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車であつて、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えているものをいう。
- (2) 使用者 電気自動車用急速充電器により電気自動車に充電をしようとする者をいう。

（設置）

第3条 電気自動車を使用する者の利便を高めるため、飯田市電気自動車用急速充電器（以下「充電器」という。）を飯田市川路5339番地6に設置する。

（使用時間）

第4条 充電器を使用することができる時間は、午前0時から午後12時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修繕その他充電器の管理のため市長が必要と認めるときは、充電器の使用を休止し、又は使用時間を変更し、若しくは使用を制限することができる。この場合において、市長は、充電器の付近の見やすい場所にその旨を表示するものとする。

（使用方法）

第5条 使用者が充電器を使用するときは、市長が規則で別に定める方法により、あらかじめ使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料を市長に納付した使用者は、充電器を30分間使用して電気自動車への充電をすることができる。

（使用料）

第6条 充電器の使用料の額は、電気料、充電器と類似した施設の料金その他の事情を勘案して市長が規則で定める額とする。

（使用料の還付）

第7条 使用者が既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（禁止行為）

第8条 使用者は、充電器を使用するときは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 充電器を使用するために電気自動車を駐車する場所（以下この条において「駐車場所」という。）以外の場所に電気自動車を駐車し、充電器を使用すること。
- (2) 他の車両、歩行者等の通行を妨げること。
- (3) 充電器を使用する以外の目的で、駐車場所を使用すること。
- (4) 充電器を使用した電気自動車の充電が完了したにもかかわらず、駐車場所に駐車し続けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、充電器の使用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
（原状回復）

第9条 故意又は過失により充電器を破損し、若しくは故障させた者は、速やかに市長に報告するとともに、市長が指示するところにより、自己の負担により充電器を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 飯田市水道事業の設置等に関する条例（平成5年飯田市条例第82号）第6条
- (2) 飯田市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年飯田市条例第45号）第6条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道条例の一部を改正する条例（案）

飯田市水道条例（平成5年飯田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例（案）

飯田市病院事業条例（平成19年飯田市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

令和6年度航空写真撮影及び写真地図作成に関する事務の受託について

令和6年度航空写真撮影及び写真地図作成に関する事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙の規約の内容により事務を受託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

令和6年度航空写真撮影及び写真地図作成に関する事務の委託に関する規約(案)

(委託)

第1条 阿智村、平谷村、下條村及び泰阜村(以下「委託者」という。)は、次条各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)を飯田市(以下「受託者」という。)に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 委託事務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和6年度航空写真撮影及び写真地図作成業務に関する事務
- (2) 前号に掲げる事務に附帯する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、受託者の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)に定めるところによる。

- 2 受託者の長は、委託事務の管理及び執行について適用される受託者の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託者の長に通知しなければならない。

(経費の負担等)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費については、委託者が負担する。

- 2 前項の経費の額については、委託者及び受託者が協議して定める。
- 3 受託者の長は、委託事務の執行に係る収入及び支出については、受託者の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 受託者の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託者の長に通知するものとする。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、委託者及び受託者が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第22号

工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事）

令和3年飯田市議会第3回定例会において議案第93号として議決され、及び令和5年飯田市議会第1回定例会において議案第28号として議決を経た令和3・4年度過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	742,137,000円	1,040,457,000円

議案第23号

工事請負契約の一部変更について（橋りょう耐震整備事業橋梁耐震整備工事）

令和5年飯田市議会第2回定例会において議案第66号として議決を経た令和5年度橋りょう耐震整備事業橋梁耐震整備工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	206,470,000円	272,591,000円

議案第24号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路線名	起 点			重要な経過地
		終 点			
1	松尾354号線	飯田市毛賀	1031 番	1 地先から	
		飯田市毛賀	933 番	地先まで	

議案第25号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	起 点				重要な経過地
		終 点				
1	松尾137号線	飯田市毛賀	934 番	1	地先から	
		飯田市毛賀	931 番	1	地先まで	
2	松尾138号線	飯田市毛賀	931 番	1	地先から	
		飯田市毛賀	935 番	1	地先まで	

議案第26号

市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	旧	起 点				重要な経過地	
		新	終 点					
1	松尾135号線	旧	飯田市毛賀	874	番	1	地先から	
			飯田市毛賀	933	番		地先まで	
		新	飯田市毛賀	874	番	1	地先から	
			飯田市毛賀	940	番	1	地先まで	

令和5年度飯田市一般会計補正予算（第10号）案

令和5年度飯田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,597,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	
	2 負担金
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	3 貸付金元利収入
	4 受託事業収入
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,860,000	343,149	12,203,149
11,860,000	343,149	12,203,149
290,118	△24,320	265,798
262,981	△24,320	238,661
9,968,098	293,445	10,261,543
5,656,504	41,027	5,697,531
4,293,692	252,418	4,546,110
3,631,094	49,819	3,680,913
2,071,891	24,630	2,096,521
1,306,125	25,189	1,331,314
464,406	43,436	507,842
464,406	43,436	507,842
2,329,307	△52,171	2,277,136
2,279,624	△52,171	2,227,453
547,820	81,584	629,404
547,820	81,584	629,404
2,391,396	△86,177	2,305,219
1,541,523	195	1,541,718
281,868	△102,422	179,446
564,955	16,050	581,005
5,123,100	233,400	5,356,500
5,123,100	233,400	5,356,500
54,715,043	882,165	55,597,208

歳 出

款	項
1 議会費	1 議会費
2 総務費	1 総務管理費 3 戸籍住民基本台帳費 6 監査委員費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川費 4 都市計画費 5 住宅費
10 教育費	1 教育総務費 5 社会教育費 6 保健体育費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
274,033	3,740	277,773
274,033	3,740	277,773
6,491,174	645,611	7,136,785
5,731,097	634,111	6,365,208
148,282	10,300	158,582
27,118	1,200	28,318
18,694,556	111,356	18,805,912
9,766,447	△86,970	9,679,477
7,806,435	196,026	8,002,461
1,121,674	2,300	1,123,974
5,902,258	70,561	5,972,819
4,607,271	70,561	4,677,832
1,463,007	△36,420	1,426,587
972,347	22,523	994,870
490,660	△58,943	431,717
2,695,189	9,217	2,704,406
2,695,189	9,217	2,704,406
5,328,303	16,329	5,344,632
154,000	1,000	155,000
2,707,011	26,438	2,733,449
197,217	2,000	199,217
1,888,818	1,200	1,890,018
381,257	△14,309	366,948
4,883,850	△19,165	4,864,685
460,307	4,300	464,607
1,579,200	△27,815	1,551,385
1,107,495	4,350	1,111,845

款	項
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費
13 諸支出金	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,291,823	0	2,291,823
2,006,920	0	2,006,920
38,198	80,936	119,134
38,198	80,936	119,134
54,715,043	882,165	55,597,208

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	社会保障・税番号制度システム整備事業	千円 12,925
		リニア推進事業	36,364
		リニア用地取得事業	8,500
3 民生費	1 社会福祉費	ともに未来を支え合うパートナーづくり事業	7,017
	2 児童福祉費	認定こども園管理費	2,605
		公立認定こども園施設整備事業	12,000
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症予防接種事業	1,563
	2 清掃費	ごみ減量対策費	2,000
		一般廃棄物最終処分場管理費	23,760
5 労働費	1 労働諸費	労働諸費	10,846
6 農林水産業費	1 農業費	意欲ある農業者支援事業	13,990
		市単土地改良事業	4,000
		国土保全特別対策事業	32,000
		排水路防災対策整備事業	88,000
		農業施設長寿命化事業	60,900
7 商工費	1 商工費	産業用地整備事業	10,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業 (道路整備)	6,488
		防災・安全交付金事業 (通学路安全対策)	5,000
		防災対策避難路整備事業	41,000
		市道改良事業	70,056

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路自然災害防止事業	千円 30,000
		生活関連道路整備事業	1,300
	3 河川費	河川維持補修事業	1,900
		河川改修事業（単独）	1,100
		河川自然災害防止事業	28,370
		排水路整備事業	7,000
	9 消防費	1 消防費	消防体制強化整備事業
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地補助災害復旧事業	30,900
	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設単独災害復旧事業	51,000
		公共土木施設災害関連事業	50,638
	4 観光施設災害復旧費	観光施設災害復旧費	14,773

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	リニア駅周辺整備事業	千円 40,000	千円 834,475
8 土木費	2 道路橋りょう費	道整備交付金事業	60,000	279,963
		交通安全対策補助事業 （通学路緊急対策）	56,980	154,980
		道路メンテナンス事業	74,000	120,548
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生土木施設補助災害復旧事業	215,000	394,717

第3表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補正前の限度額	補正後の限度額
新文化会館整備基本計画策定支援業務委託	千円 3,000	千円 5,245

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
リニア推進事業費	千円 542,500	千円 732,800
道路橋りょう整備事業費	1,069,700	1,104,800
河川整備事業費	83,000	114,500
公営住宅整備事業費	114,100	110,500
学校給食事業費	9,600	13,000
補助災害復旧事業費	740,700	717,400
計	5,123,100	5,356,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,860,000	343,149	12,203,149
12 分担金及び負担金	290,118	△24,320	265,798
14 国庫支出金	9,968,098	293,445	10,261,543
15 県支出金	3,631,094	49,819	3,680,913
17 寄附金	464,406	43,436	507,842
18 繰入金	2,329,307	△52,171	2,277,136
19 繰越金	547,820	81,584	629,404
20 諸収入	2,391,396	△86,177	2,305,219
21 市債	5,123,100	233,400	5,356,500
歳入合計	54,715,043	882,165	55,597,208

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	274,033	3,740	277,773
2 総務費	6,491,174	645,611	7,136,785
3 民生費	18,694,556	111,356	18,805,912
4 衛生費	5,902,258	70,561	5,972,819
6 農林水産業費	1,463,007	△36,420	1,426,587
7 商工費	2,695,189	9,217	2,704,406
8 土木費	5,328,303	16,329	5,344,632
10 教育費	4,883,850	△19,165	4,864,685
11 災害復旧費	2,291,823	0	2,291,823
13 諸支出金	38,198	80,936	119,134
歳出合計	54,715,043	882,165	55,597,208

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			3,740
211,231	190,300	△34,946	279,026
148,232		927	△37,803
△16,249			86,810
12,653		△59,647	10,574
		1,300	7,917
△913	31,500	△22,130	7,872
	3,400	△39,700	17,135
△11,690	8,200		3,490
		18,936	62,000
343,264	233,400	△135,260	440,761

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,860,000	343,149	12,203,149
1 地方交付税	11,860,000	343,149	12,203,149
1 地方交付税	11,860,000	343,149	12,203,149
12 分担金及び負担金	290,118	△24,320	265,798
2 負担金	262,981	△24,320	238,661
3 民生費負担金	195,966	680	196,646
8 土木費負担金	39,825	△25,000	14,825
14 国庫支出金	9,968,098	293,445	10,261,543
1 国庫負担金	5,656,504	41,027	5,697,531
3 民生費国庫負担金	4,494,030	85,731	4,579,761
4 衛生費国庫負担金	216,232	1,986	218,218
11 災害復旧費負担金	946,242	△46,690	899,552
2 国庫補助金	4,293,692	252,418	4,546,110
2 総務費国庫補助金	2,478,503	211,231	2,689,734
3 民生費国庫補助金	565,371	7,100	572,471
8 土木費国庫補助金	673,860	△913	672,947

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	343,149	普通交付税 13,149 特別交付税 330,000
7 医療給付費負担金	680	未熟児養育医療費負担金 680
23 道路改良事業費負担金	△25,000	道路改良事業負担金（他市町村分） △25,000
7 医療給付費負担金	1,360	未熟児養育医療費負担金 1,360
25 民間保育所費負担金	84,371	民間保育所負担金 84,371
1 保健衛生総務費負担金	1,986	保険基盤安定負担金 1,986
21 公共土木施設災害復旧費負担金	△46,690	公共土木施設災害復旧事業負担金 △46,690
13 情報管理費補助金	3,586	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,586
17 リニア推進事業費補助金	207,645	社会資本整備総合交付金（道路事業） 7,545 社会資本整備総合交付金（街路事業） 260,700 社会資本整備総合交付金（都市構造再編集集中支援事業） △60,600
13 子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金	7,100	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費補助金 1,500 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費補助金 5,600
23 道路新設改良費補助金	2,744	防災・安全交付金（道路事業） 2,744
24 橋りょう維持費補助金	7,535	道路メンテナンス事業補助金 7,535
53 住宅建設費補助金	△11,192	社会資本整備総合交付金（地域住宅等整備計画） △11,192

(款) 14 国庫支出金
 (項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
14	2 11 災害復旧費国庫補助金	0	35,000	35,000
15 県支出金		3,631,094	49,819	3,680,913
1 県負担金		2,071,891	24,630	2,096,521
3 民生費県負担金		1,838,563	42,865	1,881,428
4 衛生費県負担金		233,328	△18,235	215,093
2 県補助金		1,306,125	25,189	1,331,314
3 民生費県補助金		860,876	12,536	873,412
6 農林水産業費県補助金		306,007	12,653	318,660
17 寄附金		464,406	43,436	507,842
1 寄附金		464,406	43,436	507,842
2 総務費寄附金		443,500	20,000	463,500
3 民生費寄附金		18	18,966	18,984
7 商工費寄附金		13,700	1,300	15,000
8 土木費寄附金		1,050	2,870	3,920

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
22	公共土木施設災害関連事業費補助金	35,000	河川等災害関連事業補助金	35,000
7	医療給付費負担金	680	未熟児養育医療費負担金	680
25	民間保育所費負担金	42,185	民間保育所負担金	42,185
1	保健衛生総務費負担金	△18,235	保険基盤安定負担金	△18,235
1	社会福祉総務費補助金	3,400	地域少子化対策重点推進交付金	3,400
7	医療費給付費補助金	8,576	乳幼児医療費給付事業補助金	8,576
24	発達支援センター費補助金	560	こどもの安心・安全対策支援事業補助金	560
1	農業委員会費補助金	7,653	農地利用最適化交付金	7,653
3	農政対策費補助金	5,000	農地利用効率化等支援交付金	5,000
9	企画費寄附金	20,000	ふるさと寄附金	20,000
1	社会福祉総務費寄附金	464	社会福祉施設整備基金寄附金 飯田南ロータリークラブから 200 飯田ロータリークラブから 100 飯田東ロータリークラブから 100 伊坪グループ竜生会から 64	464
4	老人福祉費寄附金	18,372	老人福祉寄附金 匿名者から 18,372	18,372
21	児童福祉費寄附金	100	児童福祉費寄附金 国際ソロプチミスト飯田から 100	100
24	発達支援センター費寄附金	30	療育事業寄附金 柏心寺「華頂婦人会」から 30	30
5	工業振興費寄附金	1,300	工業振興寄附金 企業版ふるさと納税 1,300	1,300
53	住宅建設費寄附金	2,870	住宅建設費寄附金 松尾常盤台区から 2,870	2,870

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
17	1 10 教育費寄附金	6,138	300	6,438
18	繰入金	2,329,307	△52,171	2,277,136
	2 基金繰入金	2,279,624	△52,171	2,227,453
	1 基金繰入金	2,279,624	△52,171	2,227,453
19	繰越金	547,820	81,584	629,404
	1 繰越金	547,820	81,584	629,404
	1 繰越金	547,820	81,584	629,404
20	諸収入	2,391,396	△86,177	2,305,219
	3 貸付金元利収入	1,541,523	195	1,541,718
	3 民生費貸付金元利収入	1,973	195	2,168
	4 受託事業収入	281,868	△102,422	179,446
	6 農林水産業費受託事業収入	76,706	△62,422	14,284
	10 教育費受託事業収入	51,720	△40,000	11,720
	5 雑入	564,955	16,050	581,005
	1 雑入	564,955	16,050	581,005
21	市債	5,123,100	233,400	5,356,500
	1 市債	5,123,100	233,400	5,356,500
	2 総務債	637,500	190,300	827,800
	8 土木債	1,401,200	31,500	1,432,700

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
55	図書館費寄附金	300	図書館寄附金 匿名者から 300 300
2	特定目的基金繰入金	△52,171	リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金 △54,946 森林経営管理基金繰入金 2,775
1	純繰越金	81,584	純繰越金 81,584
1	福祉医療費貸付金元利収入	195	福祉医療費貸付金回収金 195
22	林業振興費受託事業収入	△62,422	分収造林受託事業収入 △62,422
1	埋蔵文化財調査受託事業収入	△40,000	埋蔵文化財調査受託事業収入 △40,000
2	総務費雑入	14,888	県市町村振興協会市町村交付金 14,888
3	民生費雑入	1,162	子育て支援課雑入 22 違約金及び延納利息 1,140
17	リニア推進事業債	190,300	公共事業等債 △40,800 公共事業等債（補正予算分） 231,100
23	道路新設改良事業債	29,000	一般単独事業債 400 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算分） 28,600

(款) 21 市債
 (項) 1 市債

款 項 目			補正前の額	補正額	計
21	1	8			
		10 教育債	744,300	3,400	747,700
		11 災害復旧債	1,127,500	8,200	1,135,700
歳 入 合 計			54,715,043	882,165	55,597,208

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 橋りょう維持事業債	6,100	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算分） 6,100
53 住宅建設債	△3,600	公営住宅建設事業債 △3,600
64 学校給食事業債	3,400	公共施設等適正管理推進事業債 3,400
20 公共土木施設災害関連事業債	31,500	公共事業等債 31,500
21 公共土木施設災害復旧債	△23,300	現年発生補助災害復旧事業債 △23,300

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	274,033	3,740	277,773				3,740
1 議会費	274,033	3,740	277,773				3,740
1 議会費	274,033	3,740	277,773				3,740
							3,740
2 総務費	6,491,174	645,611	7,136,785	211,231	190,300	△34,946	279,026
1 総務管理費	5,731,097	634,111	6,365,208	211,231	190,300	△34,946	267,526
1 総務管理費	1,656,431	239,700	1,896,131				239,700
							239,700
10 人事管理費	242,001	12,000	254,001				12,000
							12,000
13 情報管理費	410,319	3,586	413,905	3,586			0
				3,586			0
				(国)社会保障・税番号制度システム整備費補助金			3,586
17 リニア推進事業費	1,661,521	346,064	2,007,585	207,645	190,300	△54,946	3,065
				20,000	16,300		△4,297
				(国)社会資本整備総合交付金(道路事業)			20,000
				(市)公共事業等債(補正予算分)			16,300
				187,645	174,000	△54,946	7,362
				(国)社会資本整備総合交付金(道路事業)			△12,455
				(国)社会資本整備総合交付金(街路事業)			260,700

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	700	01人件費	3,740
		02事務局職員人件費	3,740
3 職員手当等	2,740	2 給料	700
		一般職給	700
4 共済費	300	3 職員手当等	2,740
		時間外勤務手当	2,500
		児童手当	240
		4 共済費	300
		市町村共済負担金	300
3 職員手当等	239,700	01人件費	239,700
		01人件費	239,700
		3 職員手当等	239,700
		退職手当	239,700
1 報酬	12,000	01人件費	12,000
		03会計年度任用職員人件費	12,000
		1 報酬	12,000
		報酬 (パートタイム)	12,000
12 委託料	3,586	10情報管理費	3,586
		02住民情報システム管理費	3,586
		12 委託料	3,586
		住民情報システム保守業務委託料	3,586
12 委託料	△158,121	10リニア推進事業費	346,064
		01リニア推進事業費	32,003
14 工事請負費	△107,977	12 委託料	△21,000
		リニア推進業務等委託料	△21,000
16 公有財産購入費	259,591	18 負担金補助及び交付金	53,003
		リニア関連道路整備事業負担金	53,003
18 負担金補助及び交付金	48,003	05リニア駅周辺整備事業費	314,061
		12 委託料	△137,121
		リニア駅周辺整備関連業務等委託料	△137,121
21 補償補填及び賠償金	304,568	14 工事請負費	△107,977
		道路整備工事費	△107,977

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 1 17				(国)社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)		△60,600	
				(繰)リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金		△54,946	
				(市)公共事業等債		△40,800	
				(市)公共事業等債(補正予算分)		214,800	
21 災害支援費	0	32,761	32,761			20,000	12,761
							1,725
						20,000	11,036
				(寄)ふるさと寄附金		20,000	
3 戸籍住民基本台帳費	148,282	10,300	158,582				10,300
1 戸籍住民基本台帳費	111,776	10,300	122,076				10,300
							10,300
6 監査委員費	27,118	1,200	28,318				1,200
1 監査委員費	27,118	1,200	28,318				1,200

(単位：千円)

節		説 明	額
区 分	金 額		
		16 公有財産購入費 事業用地買収費	259,591 259,591
		18 負担金補助及び交付金 県道路工事負担金	△5,000 △5,000
		21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	304,568 304,568
3 職員手当等	1,725	01人件費 01人件費	1,725 1,725
8 旅費	2,521	3 職員手当等 特殊勤務手当	1,725 360
10 需用費	1,371	時間外勤務手当	1,365
12 委託料	585	10災害支援費 01災害支援費	31,036 31,036
13 使用料及び賃借料	955	8 旅費 普通旅費	2,521 2,521
18 負担金補助及び交付金	5,604	10 需用費 消耗品費 燃料費	1,371 900 471
25 寄附金	20,000	12 委託料 一括代行サービス業務委託料 寄附者等対応向上業務委託料	585 200 385
		13 使用料及び賃借料 自動車借上料	955 955
		18 負担金補助及び交付金 水道事業補助金 下水道事業会計補助金	5,604 3,654 1,950
		25 寄附金 寄附金	20,000 20,000
2 給料	2,500	01人件費 01人件費	10,300 10,300
3 職員手当等	5,300	2 給料 一般職給	2,500 2,500
4 共済費	2,500	3 職員手当等 扶養手当 住居手当 時間外勤務手当	5,300 400 900 4,000
		4 共済費 市町村共済負担金	2,500 2,500

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 6 1							1,200
3 民生費	18,694,556	111,356	18,805,912	148,232		927	△37,803
1 社会福祉費	9,766,447	△86,970	9,679,477	14,016		875	△101,861
1 社会福祉総務費	571,835	△36,839	534,996	3,400			△40,239
							9,000
				3,400			1,700
				(県)地域少子化対策重点 推進交付金		3,400	
							1,949
							△52,888
4 老人福祉費	2,797,080	△88,346	2,708,734				△88,346
							1,419
							△96,935
							7,170

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	1,200	01人件費	1,200
		01人件費	1,200
		3 職員手当等	1,200
		扶養手当	900
		児童手当	300
2 給料	4,000	01人件費	9,000
		01人件費	9,000
3 職員手当等	3,100	2 給料	4,000
		一般職給	4,000
4 共済費	1,900	3 職員手当等	3,100
		扶養手当	900
18 負担金補助及び交付金	△47,788	住居手当	1,400
		通勤手当	200
		児童手当	600
22 償還金利子及び割引料	1,949	4 共済費	1,900
		市町村共済負担金	1,900
		14地域福祉推進事業費	5,100
		14ともに未来を支え合うパートナーづくり事業費	5,100
		18 負担金補助及び交付金	5,100
		結婚新生活支援事業補助金	5,100
		19生活困窮者自立支援事業費	1,949
		02感染症生活困窮者自立支援事業費	1,949
		22 償還金利子及び割引料	1,949
		過年度国庫支出金精算返還金	1,949
		22社会福祉施設等支援事業費	△52,888
		01社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業費	△52,888
		18 負担金補助及び交付金	△52,888
		社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業補助金	△52,888
7 報償費	1,419	10老人福祉一般経費	1,419
		01老人福祉一般経費	1,419
27 繰出金	△89,765	7 報償費	1,419
		弁護士謝礼	1,419
		12介護保険関係事業費	△96,935
		01介護保険特別会計繰出金	△96,935
		27 繰出金	△96,935
		介護保険特別会計繰出金	△96,935
		17介護老人保健施設事業特別会計繰出金	7,170
		01介護老人保健施設事業特別会計繰出金	7,170

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 1 4							
7 医療費給付費	2,137,695	38,215	2,175,910	10,616		875	26,724
				8,576			26,044
				(県)乳幼児医療費給付事業補助金		8,576	
						195	0
				(諸)福祉医療費貸付金回収金		195	
				2,040		680	680
				(分)未熟児養育医療費負担金		680	
				(国)未熟児養育医療費負担金		1,360	
				(県)未熟児養育医療費負担金		680	
2 児童福祉費	7,806,435	196,026	8,002,461	134,216		52	61,758
1 児童福祉総務費	122,795	5,043	127,838			22	5,021
							1,400
						22	3,621
				(諸)子育て支援課雑入		22	
4 発達支援センター費	200,114	970	201,084	560		30	380
				560			380
				(県)こどもの安心・安全対策支援事業補助金		560	
						30	0
				(寄)療育事業寄附金		30	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		27 繰出金	7,170
		介護老人保健施設事業特別会計繰出金	7,170
11 役務費	890	14子ども医療費給付事業費	34,620
		01子ども医療費給付事業費	34,620
19 扶助費	37,130	11 役務費	890
		手数料	890
20 貸付金	195	19 扶助費	33,730
		子ども医療費給付金	33,730
		16福祉医療費貸付金事業費	195
		01福祉医療費貸付金事業費	195
		20 貸付金	195
		貸付金	195
		22未熟児養育医療費給付事業費	3,400
		01未熟児養育医療費給付事業費	3,400
		19 扶助費	3,400
		未熟児養育医療費給付金	3,400
3 職員手当等	1,400	01人件費	1,400
		01人件費	1,400
22 償還金利子及び割引料	3,643	3 職員手当等	1,400
		扶養手当	400
		住居手当	600
		通勤手当	400
		10児童福祉一般経費	3,643
		01児童福祉一般経費	3,643
		22 償還金利子及び割引料	3,643
		過年度国庫支出金精算返還金	3,643
10 需用費	30	10発達支援センター管理費	940
		01発達支援センター管理費	940
14 工事請負費	77	14 工事請負費	77
		施設改修工事費	77
17 備品購入費	863	17 備品購入費	863
		事務用備品購入費	863
		11発達支援センター事業費	30
		01発達支援センター事業費	30
		10 需用費	30
		消耗品費	30

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	2	5 民間保育所費	3,226,944	174,213	3,401,157	126,556			47,657
						126,556			47,657
						(国)民間保育所負担金		84,371	
		(県)民間保育所負担金		42,185					
		6 公立認定こども園費	1,409,817	8,700	1,418,517				8,700
									8,700
	13 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	147,971	7,100	155,071	7,100			0	
					1,500			0	
					(国)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費補助金		1,500		
					5,600			0	
					(国)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業費補助金		5,600		
3 生活保護費	1,121,674	2,300	1,123,974				2,300		
1 生活保護費	919,779	600	920,379				600		
							600		
2 福祉企業センター費	201,895	1,700	203,595				1,700		
							1,200		
							500		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	174,213	10民間保育所等運営費 174,213 01民間保育所等運営費 174,213 18 負担金補助及び交付金 174,213 民間保育所等運営費負担金 173,002 民間保育所等運営費負担金（市単） 1,211
3 職員手当等	8,700	01人件費 8,700 01認定こども園人件費 8,700 3 職員手当等 8,700 時間外勤務手当 8,000 児童手当 700
18 負担金補助及び交付金	7,100	10子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯分） 1,500 01子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯分） 1,500 18 負担金補助及び交付金 1,500 子育て世帯生活支援特別給付金 1,500 11子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） 5,600 01子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） 5,600 18 負担金補助及び交付金 5,600 子育て世帯生活支援特別給付金 5,600
3 職員手当等	600	01人件費 600 01人件費 600 3 職員手当等 600 通勤手当 600
3 職員手当等	1,700	10今宮福祉企業センター人件費 1,200 01今宮福祉企業センター人件費 1,200 3 職員手当等 1,200 扶養手当 400 住居手当 600 児童手当 200 14鼎福祉企業センター人件費 500 01鼎福祉企業センター人件費 500 3 職員手当等 500 扶養手当 200

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 3 2							
4 衛生費	5,902,258	70,561	5,972,819	△16,249			86,810
1 保健衛生費	4,607,271	70,561	4,677,832	△16,249			86,810
1 保健衛生総務費	2,733,342	70,180	2,803,522	△16,249			86,429
							7,300
							2,100
				△16,249			△4,365
				(国)保険基盤安定負担金		1,986	
				(県)保険基盤安定負担金		△18,235	
							81,394
2 母子保健事業費	576,852	381	577,233				381
							381
6 農林水産業費	1,463,007	△36,420	1,426,587	12,653		△59,647	10,574
1 農業費	972,347	22,523	994,870	12,653			9,870
1 農業委員会費	38,429	7,215	45,644	7,653			△438
				292			△292
				(県)農地利用最適化交付金		292	
				6,440			0
				(県)農地利用最適化交付金		6,440	

(単位：千円)

節		説 明	額
区 分	金 額		
		児童手当	300
3 職員手当等	9,400	01人件費	9,400
		01人件費	7,300
18 負担金補助及び交付金	81,394	3 職員手当等	7,300
		扶養手当	700
		時間外勤務手当	6,000
		児童手当	600
27 繰出金	△20,614	02保健施設人件費	2,100
		3 職員手当等	2,100
		扶養手当	500
		住居手当	1,500
		通勤手当	100
		19国民健康保険特別会計繰出金	△20,614
		01国民健康保険特別会計繰出金	△20,614
		27 繰出金	△20,614
		事業勘定繰出金	△20,614
		20病院事業会計負担金	81,394
		01病院事業会計負担金	81,394
		18 負担金補助及び交付金	81,394
		病院事業負担金	81,394
22 償還金利子及び割引料	381	12妊産婦健診事業費	381
		02産婦健診事業費	381
		22 償還金利子及び割引料	381
		過年度国庫支出金精算返還金	381
1 報酬	6,440	01人件費	
		03会計年度任用職員人件費	
18 負担金補助及び交付金	775	財源内訳補正	
		11農業委員会設置費	6,440
		01農業委員会活動推進事業費	6,440
		1 報酬	6,440
		農業委員報酬	6,440
		13農地調整事務処理事業費	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
						特定財源			一般財源			
						国県支出金	地方債	その他				
6	1	1				921			△921			
						(県)農地利用最適化交付金			921		775	
		2	農業総務費	169,146	1,900	171,046				1,900		
										1,900		
		4	農業振興費	149,111	5,000	154,111	5,000			0		
							5,000			0		
							(県)農地利用効率化等支援交付金			5,000		
		7	農地費	430,293	8,008	438,301				8,008		
										2,600		
										5,408		
		9	国土調査事業費	43,592	400	43,992				400		
								400				
2	林業費	490,660	△58,943	431,717			△59,647	704				
					2	林業振興費	409,360	△58,943	350,417		△59,647	704
											1,500	0
										(繰)森林経営管理基金繰入金		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		01農地調整事務処理事業費 財源内訳補正
		20農地流動化促進事業費 775
		01農地流動化促進事業費 775
		18 負担金補助及び交付金 775
		農地流動化促進事業補助金 775
3 職員手当等	1,900	01人件費 1,900
		01人件費 1,900
		3 職員手当等 1,900
		扶養手当 300
		住居手当 800
		児童手当 800
18 負担金補助及び交付金	5,000	38意欲ある農業者支援事業費 5,000
		01意欲ある農業者支援事業費 5,000
		18 負担金補助及び交付金 5,000
		中山間地域所得確保対策事業交付金 5,000
2 給料	2,300	01人件費 2,600
		01人件費 2,600
		2 給料 2,300
		一般職給 2,300
3 職員手当等	300	3 職員手当等 300
		扶養手当 300
18 負担金補助及び交付金	5,408	28土地改良区維持管理支援事業費 5,408
		01土地改良区維持管理支援事業費 5,408
		18 負担金補助及び交付金 5,408
		農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金 5,408
3 職員手当等	400	01人件費 400
		01人件費 400
		3 職員手当等 400
		住居手当 400
12 委託料	△60,443	11森林造成事業費 1,500
		01森林造成事業費 1,500
		18 負担金補助及び交付金 1,500
		間伐促進対策事業補助金 1,500
18 負担金補助及び交付金	1,500	15鳥獣被害対策事業費 704
		01鳥獣被害対策事業費 704
		12 委託料 704

(款) 6 農林水産業費
(項) 2 林業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 2 2						1,275	0
						(繰)森林経営管理基金繰入金 1,275	
						△62,422	0
						(諸)分収造林受託事業収入 △62,422	
7 商工費	2,695,189	9,217	2,704,406			1,300	7,917
1 商工費	2,695,189	9,217	2,704,406			1,300	7,917
1 商工総務費	276,036	10,700	286,736				10,700
							10,700
3 金融対策費	1,533,874	△3,003	1,530,871				△3,003
							△3,003
4 観光費	449,532	220	449,752				220
							220
5 工業振興費	377,738	1,300	379,038			1,300	0
						1,300	0
						(寄)工業振興寄附金 1,300	
8 土木費	5,328,303	16,329	5,344,632	△913	31,500	△22,130	7,872
1 土木管理費	154,000	1,000	155,000				1,000
1 土木総務費	154,000	1,000	155,000				1,000
							1,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		野生鳥獣錯誤捕獲放獣業務委託料 704
		27ふるさとの里山再生事業費 1,275
		02里山整備活動支援事業費 1,275
		12 委託料 1,275
		竹林等緊急整備業務委託料 1,275
		29分収造林事業費 △62,422
		03分収造林事業費 △62,422
		12 委託料 △62,422
		分収造林委託料 △62,422
3 職員手当等	10,700	01人件費 10,700
		01人件費 10,700
		3 職員手当等 10,700
		住居手当 1,600
		通勤手当 100
		時間外勤務手当 9,000
18 負担金補助及び交付金	△3,003	11融資事業費 △3,003
		01中小企業金融対策事業費 △3,003
		18 負担金補助及び交付金 △3,003
		市制度資金利子補給金 △3,003
18 負担金補助及び交付金	220	10観光事業費 220
		09観光まつり振興事業費 220
		18 負担金補助及び交付金 220
		飯田春夏まつり補助金 220
18 負担金補助及び交付金	1,300	10工業振興一般経費 1,300
		16次世代を担う産業人材育成事業費 1,300
		18 負担金補助及び交付金 1,300
		信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座 1,300
		コンソーシアム広域連合負担金
3 職員手当等	1,000	01人件費 1,000
		01人件費 1,000
		3 職員手当等 1,000
		扶養手当 800

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8	1	1							
		2 道路橋りょう費	2,707,011	26,438	2,733,449	10,279	35,100	△25,000	6,059
		3 道路新設改良費	1,315,446	11,738	1,327,184	2,744	29,000	△25,000	4,994
									800
						2,744	2,700		1,044
						(国)防災・安全交付金(道路事業)		2,744	
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)		2,700	
								△25,000	3,000
						(分)道路改良事業負担金(他市町村分)		△25,000	
							26,300		150
						(市)一般単独事業債		400	
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)		25,900	
		4 橋りょう維持費	275,174	14,700	289,874	7,535	6,100		1,065
						7,535	6,100		1,065
						(国)道路メンテナンス事業補助金		7,535	
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)		6,100	
		3 河川費	197,217	2,000	199,217				2,000
		3 河川改修費	126,904	2,000	128,904				2,000
									2,000
		4 都市計画費	1,888,818	1,200	1,890,018				1,200
		5 公園費	200,566	1,200	201,766				1,200

(単位：千円)

節		説 明	明
区 分	金 額		
		通勤手当	200
3 職員手当等	800	01人件費 01人件費	800 800
14 工事請負費	△15,512	3 職員手当等 住居手当	800 800
18 負担金補助及び交付金	26,450	11道路改良事業費（補助） 06防災・安全交付金事業費（道路整備） 14 工事請負費 道路改良工事費	△15,512 6,488 6,488 6,488
		07道整備交付金事業費 14 工事請負費 道路改良工事費	△22,000 △22,000 △22,000
		13国道対策関連道路改良事業費 16県道路事業等負担金 18 負担金補助及び交付金 県道路事業地元負担金	26,450 26,450 26,450 26,450
12 委託料	14,700	10橋りょう補修事業費 02道路メンテナンス事業費 12 委託料 詳細調査・実施設計業務委託料	14,700 14,700 14,700 14,700
2 給料	1,500	01人件費 01人件費	2,000 2,000
3 職員手当等	500	2 給料 一般職給 3 職員手当等 住居手当	1,500 1,500 500 500

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8	4	5							1,200
		5 住宅費	381,257	△14,309	366,948	△11,192	△3,600	2,870	△2,387
		3 住宅建設費	230,844	△14,309	216,535	△11,192	△3,600	2,870	△2,387
									500
						△11,192	△3,600		△17
						(国)社会資本整備総合交付金(地域住宅等整備計画)		△11,192	
						(市)公営住宅建設事業債		△3,600	
								2,870	△2,870
						(寄)住宅建設費寄附金		2,870	
10		教育費	4,883,850	△19,165	4,864,685		3,400	△39,700	17,135
		1 教育総務費	460,307	4,300	464,607				4,300
		2 事務局費	442,491	4,300	446,791				4,300
									4,300
		5 社会教育費	1,579,200	△27,815	1,551,385			△39,700	11,885
		3 文化財保護費	103,251	△40,000	63,251			△40,000	0
								△28,512	0
						(諸)埋蔵文化財調査受託事業収入		△28,512	
								△11,488	0
						(諸)埋蔵文化財調査受託事業収入		△11,488	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	1,200	01人件費 01人件費 3 職員手当等 扶養手当 児童手当	1,200 1,200 1,200 600 600
3 職員手当等	500	01人件費 01人件費 3 職員手当等 住居手当	500 500 500 500
14 工事請負費	△14,809	11公営住宅整備事業費（補助） 02公営住宅整備事業費（補助） 14 工事請負費 西の原団地建設工事費	△14,809 △14,809 △14,809 △14,809
		12公営住宅整備事業費（単独） 01公営住宅整備事業費（単独） 財源内訳補正	
3 職員手当等	4,300	01人件費 01人件費 3 職員手当等 扶養手当 住居手当	4,300 4,300 4,300 2,400 1,900
1 報酬	△27,612	01人件費 03会計年度任用職員人件費	△28,512 △28,512
7 報償費	△20	1 報酬 報酬（パートタイム）	△27,612 △27,612
8 旅費	△930	8 旅費 費用弁償（パートタイム）	△900 △900
10 需用費	△1,522	13埋蔵文化財調査事業費（受託）	△11,488
11 役務費	△24	03埋蔵文化財調査事業費（その他） 7 報償費	△11,488 △20
12 委託料	△2,420	事業推進、調査協力謝礼	△20
13 使用料及び賃借料	△6,872	8 旅費 普通旅費	△30 △30
		10 需用費	△1,522

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	5	3							
		4 公民館費	500,180	1,200	501,380				1,200
									1,200
		5 図書館費	280,496	300	280,796			300	0
								300	0
						(寄)図書館寄附金		300	
		7 文化会館費	292,645	10,685	303,330				10,685
									8,000
									4,934
									△2,249
		6 保健体育費	1,107,495	4,350	1,111,845		3,400		950
		4 学校給食費	487,604	4,350	491,954		3,400		950
									500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	△600	消耗品費	△882
		燃料費	△180
		印刷製本費	△100
		光熱水費	△360
		11 役務費	△24
		手数料	△24
		12 委託料	△2,420
		測量調査等業務委託料	△2,420
		13 使用料及び賃借料	△6,872
		事業用機材等借上料	△6,872
		14 工事請負費	△600
		安全対策工事費	△600
3 職員手当等	1,200	01人件費	1,200
		01人件費	1,200
		3 職員手当等	1,200
		住居手当	700
		通勤手当	500
17 備品購入費	300	10図書館管理・運営費	300
		01図書館管理・運営費	300
		17 備品購入費	300
		事務用備品購入費	300
3 職員手当等	8,000	01人件費	8,000
		01人件費	8,000
10 需用費	745	3 職員手当等	8,000
		時間外勤務手当	8,000
12 委託料	△2,249	10文化会館管理費	4,934
14 工事請負費	4,189	03文化会館施設整備事業費	4,934
		10 需用費	745
		修繕料	745
		14 工事請負費	4,189
		施設改修工事費	4,189
		14文化施設整備事業費	△2,249
		01文化施設整備事業費	△2,249
		12 委託料	△2,249
		基本計画策定支援業務委託料	△2,249
3 職員手当等	500	01人件費	500
		01人件費	500
17 備品購入費	3,850	3 職員手当等	500
		住居手当	500

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 6 4					3,400		450
				(市)公共施設等適正管理 推進事業債			3,400
11 災害復旧費	2,291,823	0	2,291,823	△11,690	8,200		3,490
2 公共土木施設災害復 旧費	2,006,920	0	2,006,920	△11,690	8,200		3,490
1 公共土木施設災害 復旧費	1,701,952	△70,000	1,631,952	△46,690	△23,300		△10
				△46,690	△23,300		△10
				(国)公共土木施設災害復 旧事業負担金		△46,690	
				(市)現年発生補助災害復 旧事業債		△23,300	
20 公共土木施設災害 関連事業費	0	70,000	70,000	35,000	31,500		3,500
				35,000	31,500		3,500
				(国)河川等災害関連事業 補助金		35,000	
				(市)公共事業等債		31,500	
13 諸支出金	38,198	80,936	119,134			18,936	62,000
1 積立金	38,198	80,936	119,134			18,936	62,000
1 積立金	38,198	80,936	119,134			18,936	62,000
						18,472	0
				(寄)老人福祉寄附金		18,372	
				(寄)児童福祉費寄附金		100	
						464	0
				(寄)社会福祉施設整備基 金寄附金		464	
							62,000
歳 出 合 計	54,715,043	882,165	55,597,208	343,264	233,400	△135,260	440,761

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10学校給食一般経費 3,850 03施設改修費 3,850 17 備品購入費 3,850 事業用備品購入費 3,850
14 工事請負費	△70,000	10現年発生土木施設補助災害復旧事業費 △70,000 01土木施設補助災害復旧事業費 △70,000 14 工事請負費 △70,000 災害復旧工事費 △70,000
12 委託料	50,000	10現年発生土木施設補助災害関連事業費 70,000 02土木施設災害関連事業費 70,000
14 工事請負費	20,000	12 委託料 50,000 設計業務等委託料 50,000 14 工事請負費 20,000 河川改修工事費 20,000
24 積立金	80,936	13ふるさと基金積立金 18,472 01ふるさと基金積立金 18,472 24 積立金 18,472 新規積立金 18,472 16社会福祉施設整備基金積立金 464 01社会福祉施設整備基金積立金 464 24 積立金 464 新規積立金 464 29森林経営管理基金積立金 62,000 01森林経営管理基金積立金 62,000 24 積立金 62,000 新規積立金 62,000

補正予算給与費明細書

1 特別職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	人数	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		28,248	11,124		39,372	7,222	46,594
	議 員	23	113,788		46,059		159,847	35,945	195,792
	その他 特別職	86	50,892				50,892		50,892
	計	112	164,680	28,248	57,183		250,111	43,167	293,278
補 正 前	長 等	3		28,248	11,124		39,372	7,222	46,594
	議 員	23	113,788		46,059		159,847	35,945	195,792
	その他 特別職	86	44,452				44,452		44,452
	計	112	158,240	28,248	57,183		243,671	43,167	286,838
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他 特別職	0	6,440				6,440		6,440
	計	0	6,440	0	0	0	6,440	0	6,440

2 一 般 職

(1) 総 括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	736	2,765,218	1,953,698	4,718,916	942,290	5,661,206
補正前	736	2,754,218	1,651,173	4,405,391	937,590	5,342,981
比 較	0	11,000	302,525	313,525	4,700	318,225

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	退職手当
	補正後	82,522	48,769	37,596	2,050	344,745	239,700
	補正前	73,722	36,069	35,496	1,690	305,880	0
	比 較	8,800	12,700	2,100	360	38,865	239,700

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	11,000	その他の増減分 11,000	職員の異動等に係る増加分	
職員手当	302,525	制度改正に伴う増減分 360	(6) 特殊勤務手当 360	種類の追加に係る増加分
		その他の増減分 302,165	(2) 扶養手当 8,800 (3) 住居手当 12,700 (4) 通勤手当 2,100 (7) 時間外勤務手当 38,865 (12) 退職手当 239,700	給与条例第12条～第16条 給与条例第16条の2～第16条の5 給与条例第17条～第18条 給与条例第20条 職員の退職手当に関する条例

ウ 会計年度任用職員

() 内はパートタイム会計年度任用職員 (外数)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	125 (721)	1,267,886	257,203	230,098	1,755,187	274,512	2,029,699
補正前	125 (721)	1,283,498	257,203	230,098	1,770,799	274,512	2,045,311
比 較	0 (0)	△ 15,612	0	0	△ 15,612	0	△ 15,612

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

キ 特殊勤務手当

区 分	代 表 的 な 職 種			
	一般行政職	技能労務職	看護・保健職	医療技術職
給料総額に対する比率	0.04%	0.00%	0.01%	0.00%
支給対象職員の比率 (令和6年1月1日現在)	6.64%	0.00%	0.02%	0.00%
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当、用地交渉手当ほか	—	緊急出勤手当	—

附表2

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和5年度以降

事 項		限 度 額	令和5年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	新文化会館整備基本計画策定支 援業務委託	千円 3,000	年度 5～6	千円 3,000
補正後		5,245	5～6	5,245

についての令和4年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			3,000
			5,245

附表3

地方債の令和3年度末における現在高
令和5年度末における現在高の見込み

区 分	令和5年度中増減見込み				
	令和5年度中起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	640,900	3,785,600	256,700	4,042,300	4,683,200
(1) 総務	126,500	637,500	190,300	827,800	954,300
(7) 土木	404,000	1,287,100	66,600	1,353,700	1,757,700
(8) 公営住宅	10,000	114,100	△ 3,600	110,500	120,500
(10) 教育	31,300	744,300	3,400	747,700	779,000
2. 災害復旧債	21,500	1,127,500	△ 23,300	1,104,200	1,125,700
(1) 補助	21,500	740,700	△ 23,300	717,400	738,900
合計	662,400	5,123,100	233,400	5,356,500	6,018,900

並びに令和4年度末及び
に關する調書補正

令和5年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
20,835,406	256,700	21,092,106
3,531,175	190,300	3,721,475
6,795,509	66,600	6,862,109
598,457	△ 3,600	594,857
4,501,715	3,400	4,505,115
2,189,534	△ 23,300	2,166,234
1,099,376	△ 23,300	1,076,076
39,682,107	233,400	39,915,507

令和5年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

令和5年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,787千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,722,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正
事業勘定
歳入

款	項
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税
2 国庫支出金	2 国庫補助金
3 県支出金	1 県負担金・補助金
5 繰入金	1 他会計繰入金 2 基金繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,686,044	△17,014	1,669,030
1,686,044	△17,014	1,669,030
219	40	259
219	40	259
6,268,268	△27,787	6,240,481
6,268,268	△27,787	6,240,481
644,381	16,974	661,355
589,711	△20,614	569,097
54,670	37,588	92,258
8,749,970	△27,787	8,722,183

歳 出

款	項
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
3 介護納付金分	
5 保健事業費	
	2 保健事業費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,211,627	△27,787	6,183,840
5,295,335	58,198	5,353,533
860,515	△85,985	774,530
2,239,244	0	2,239,244
1,432,237	0	1,432,237
610,678	0	610,678
196,329	0	196,329
78,044	0	78,044
18,251	0	18,251
8,749,970	△27,787	8,722,183

事業勘定

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,686,044	△17,014	1,669,030
2 国庫支出金	219	40	259
3 県支出金	6,268,268	△27,787	6,240,481
5 繰入金	644,381	16,974	661,355
歳入合計	8,749,970	△27,787	8,722,183

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	6,211,627	△27,787	6,183,840
3 国民健康保険事業費納付金	2,239,244	0	2,239,244
5 保健事業費	78,044	0	78,044
歳 出 合 計	8,749,970	△27,787	8,722,183

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
△27,787			0
		15,907	△15,907
40			△40
△27,747		15,907	△15,947

事業勘定

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,686,044	△17,014	1,669,030
1 国民健康保険税	1,686,044	△17,014	1,669,030
1 一般被保険者国民健康保険税	1,686,041	△17,014	1,669,027
2 国庫支出金	219	40	259
2 国庫補助金	219	40	259
2 制度関係業務準備事業費補助金	0	40	40
3 県支出金	6,268,268	△27,787	6,240,481
1 県負担金・補助金	6,268,268	△27,787	6,240,481
1 保険給付費等交付金	6,268,268	△27,787	6,240,481
5 繰入金	644,381	16,974	661,355
1 他会計繰入金	589,711	△20,614	569,097
1 一般会計繰入金	589,711	△20,614	569,097
2 基金繰入金	54,670	37,588	92,258
1 国民健康保険事業基金繰入金	54,670	37,588	92,258
歳 入 合 計	8,749,970	△27,787	8,722,183

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	医療給付費分現年課税分	△15,947	普通徴収分 △15,947
2	後期高齢者支援金分現年課税分	△2,937	普通徴収分 △2,937
3	介護納付金分現年課税分	1,870	普通徴収分 1,870
1	制度関係業務準備事業費補助金	40	制度関係業務準備事業費補助金 40
1	保険給付費等交付金（普通交付金）	△27,787	保険給付費等交付金（普通交付金） △27,787
1	保険基盤安定繰入金	△21,295	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） △25,638 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 4,343
4	財政安定化支援事業繰入金	1,052	財政安定化支援事業繰入金 1,052
6	未就学児均等割保険税繰入金	△371	未就学児均等割保険税繰入金 △371
1	国民健康保険事業基金繰入金	37,588	国民健康保険事業基金繰入金 37,588

事業勘定

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	6,211,627	△27,787	6,183,840	△27,787			0
1 療養諸費	5,295,335	58,198	5,353,533	58,198			0
1 一般被保険者療養給付費	5,213,435	63,538	5,276,973	63,538			0
				63,538			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金)			63,538
3 一般被保険者療養費	62,531	△6,016	56,515	△6,016			0
				△6,016			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金)			△6,016
5 審査支払手数料	19,369	676	20,045	676			0
				676			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金)			676
2 高額療養費	860,515	△85,985	774,530	△85,985			0
1 一般被保険者高額療養費	858,099	△84,455	773,644	△84,455			0
				△84,455			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金)			△84,455
3 一般被保険者高額介護合算療養費	2,416	△1,530	886	△1,530			0
				△1,530			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金)			△1,530
3 国民健康保険事業費納付金	2,239,244	0	2,239,244			15,907	△15,907
1 医療給付費分	1,432,237	0	1,432,237			11,824	△11,824
1 一般被保険者医療給付費分	1,432,232	0	1,432,232			11,824	△11,824
						11,824	△11,824
				(繰)保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)			△25,638
				(繰)保険基盤安定繰入金(保険者支援分)			△952
				(繰)財政安定化支援事業繰入金			1,052

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	63,538	10一般被保険者療養給付費 63,538 01一般被保険者療養給付費 63,538 18 負担金補助及び交付金 63,538 診療報酬等保険者負担金 63,538
18 負担金補助及び交付金	△6,016	10一般被保険者療養費 △6,016 01一般被保険者療養費 △6,016 18 負担金補助及び交付金 △6,016 療養費等保険者負担金 △6,016
11 役務費	676	10審査支払手数料 676 01審査支払手数料 676 11 役務費 676 手数料 676
18 負担金補助及び交付金	△84,455	10一般被保険者高額療養費 △84,455 01一般被保険者高額療養費 △84,455 18 負担金補助及び交付金 △84,455 高額療養費等保険者負担金 △84,455
18 負担金補助及び交付金	△1,530	10一般被保険者高額介護合算療養費 △1,530 01一般被保険者高額介護合算療養費 △1,530 18 負担金補助及び交付金 △1,530 高額介護合算療養費等保険者負担金 △1,530
		10一般被保険者医療給付費分 01一般被保険者医療給付費分 財源内訳補正

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源		
						特定財源					
						国県支出金	地方債	その他			
3	1	1				(繰)未就学児均等割保険 税繰入金		△226			
						(繰)国民健康保険事業基 金繰入金		37,588			
		2	610,678	0	610,678			5,598	△5,598		
		1	一般被保険者後期 高齢者支援金等分	610,673	0	610,673			5,598	△5,598	
									5,598	△5,598	
								(国)普通徴収分		△2,937	
								(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)		8,680	
						(繰)未就学児均等割保険 税繰入金		△145			
		3	196,329	0	196,329			△1,515	1,515		
		1	介護納付金分	196,329	0	196,329			△1,515	1,515	
							△1,515	1,515			
						(国)普通徴収分		1,870			
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)		△3,385					
5	保健事業費	78,044	0	78,044	40			△40			
2	保健事業費	18,251	0	18,251	40			△40			
		1	保健事業費	18,251	0	18,251	40		△40		
							40		△40		
							(国)制度関係業務準備事 業費補助金		40		
歳出合計			8,749,970	△27,787	8,722,183	△27,747		15,907	△15,947		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10一般被保険者後期高齢者支援金等分 01一般被保険者後期高齢者支援金等分 財源内訳補正
		10介護納付金分 01介護納付金分 財源内訳補正
		10保健事業費 01保健事業費 財源内訳補正

令和5年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

令和5年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ778,796千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,880,265千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
3 支払基金交付金	
	1 支払基金交付金
4 県支出金	
	1 県負担金
6 財産収入	
	1 財産運用収入
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
8 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,007,254	△210,278	2,796,976
2,104,757	△132,000	1,972,757
902,497	△78,278	824,219
3,270,638	△210,600	3,060,038
3,270,638	△210,600	3,060,038
1,766,902	△121,500	1,645,402
1,720,427	△121,500	1,598,927
1,126	474	1,600
1,126	474	1,600
1,960,222	△279,966	1,680,256
1,777,191	△96,935	1,680,256
183,031	△183,031	0
270,829	43,074	313,903
270,829	43,074	313,903
12,659,061	△778,796	11,880,265

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費
	2 介護予防サービス等諸費
	3 その他諸費
	4 高額介護サービス等費
	5 高額医療合算介護サービス等費
	7 特定入所者介護サービス等費
6 基金積立金	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
207,413	730	208,143
119,594	730	120,324
11,769,799	△780,000	10,989,799
11,010,136	△780,000	10,230,136
208,827	0	208,827
10,979	0	10,979
253,680	0	253,680
37,036	0	37,036
249,141	0	249,141
1,126	474	1,600
1,126	474	1,600
12,659,061	△778,796	11,880,265

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	3,007,254	△210,278	2,796,976
3 支払基金交付金	3,270,638	△210,600	3,060,038
4 県支出金	1,766,902	△121,500	1,645,402
6 財産収入	1,126	474	1,600
7 繰入金	1,960,222	△279,966	1,680,256
8 繰越金	270,829	43,074	313,903
歳入合計	12,659,061	△778,796	11,880,265

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	207,413	730	208,143
2 保険給付費	11,769,799	△780,000	10,989,799
6 基金積立金	1,126	474	1,600
歳 出 合 計	12,659,061	△778,796	11,880,265

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
165		565	0
△331,943		△308,100	△139,957
		474	0
△331,778		△307,061	△139,957

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	3,007,254	△210,278	2,796,976
1 国庫負担金	2,104,757	△132,000	1,972,757
1 介護給付費負担金	2,104,757	△132,000	1,972,757
2 国庫補助金	902,497	△78,278	824,219
1 財政調整交付金	793,777	△78,443	715,334
6 介護保険事業補助金	660	165	825
3 支払基金交付金	3,270,638	△210,600	3,060,038
1 支払基金交付金	3,270,638	△210,600	3,060,038
1 介護給付費交付金	3,177,845	△210,600	2,967,245
4 県支出金	1,766,902	△121,500	1,645,402
1 県負担金	1,720,427	△121,500	1,598,927
1 介護給付費負担金	1,720,427	△121,500	1,598,927
6 財産収入	1,126	474	1,600
1 財産運用収入	1,126	474	1,600
2 基金運用収入	1,126	474	1,600
7 繰入金	1,960,222	△279,966	1,680,256
1 一般会計繰入金	1,777,191	△96,935	1,680,256
1 介護給付費繰入金	1,471,224	△97,500	1,373,724
4 その他一般会計繰入金	206,953	565	207,518
2 基金繰入金	183,031	△183,031	0
1 介護給付費準備基金繰入金	183,031	△183,031	0
8 繰越金	270,829	43,074	313,903
1 繰越金	270,829	43,074	313,903
1 繰越金	270,829	43,074	313,903
歳 入 合 計	12,659,061	△778,796	11,880,265

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分	△132,000	現年度分 △132,000
1	現年度分調整交付金	△78,443	現年度分普通調整交付金 △78,842 現年度分特別調整交付金 399
1	現年度分	165	現年度分 165
1	現年度分	△210,600	現年度分 △210,600
1	現年度分	△121,500	現年度分 △121,500
1	基金利子	474	介護給付費準備基金利子 474
1	現年度分	△97,500	現年度分 △97,500
1	職員給与費等繰入金	565	職員給与費等繰入金 565
1	介護給付費準備基金繰入金	△183,031	介護給付費準備基金繰入金 △183,031
2	純繰越金	43,074	純繰越金 43,074

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	207,413	730	208,143	165		565	0	
1 総務管理費	119,594	730	120,324	165		565	0	
1 一般管理費	119,584	660	120,244	165		495	0	
				165		495	0	
				(国)現年度分			165	
				(繰)職員給与費等繰入金			495	
2 連合会負担金	10	70	80			70	0	
						70	0	
				(繰)職員給与費等繰入金			70	
2 保険給付費	11,769,799	△780,000	10,989,799	△331,943		△308,100	△139,957	
1 介護サービス等諸費	11,010,136	△780,000	10,230,136	△330,078		△308,341	△141,581	
1 介護サービス等諸費	11,010,136	△780,000	10,230,136	△330,078		△308,341	△141,581	
				△75,929		△66,687	△27,384	
				(国)現年度分			△34,000	
				(国)現年度分普通調整交付金			△20,819	
				(国)現年度分特別調整交付金			140	
				(支)現年度分			△45,900	
				(県)現年度分			△21,250	
				(繰)現年度分			△21,250	
				(繰)現年度分			463	
				△36		5	31	
				(国)現年度分普通調整交付金			△37	
				(国)現年度分特別調整交付金			1	
				(繰)現年度分			5	
				△55,111		△51,378	△23,511	
				(国)現年度分			△26,000	
				(国)現年度分普通調整交付金			△12,924	
				(国)現年度分特別調整交付金			63	
				(支)現年度分			△35,100	
				(県)現年度分			△16,250	
				(繰)現年度分			△16,250	
				(繰)現年度分			△28	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
12 委託料	660	10一般管理費 01一般管理費 12 委託料 システム改修業務委託料	660 660 660 660
18 負担金補助及び交付金	70	10連合会負担金 01連合会負担金 18 負担金補助及び交付金 国保連合会負担金	70 70 70 70
18 負担金補助及び交付金	△780,000	11居宅介護サービス給付費 01居宅介護サービス給付費 18 負担金補助及び交付金 介護サービス費等保険者負担金	△170,000 △170,000 △170,000 △170,000
		12特例居宅介護サービス給付費 01特例居宅介護サービス給付費 財源内訳補正	
		13地域密着型介護サービス給付費 01地域密着型介護サービス給付費 18 負担金補助及び交付金 介護サービス費等保険者負担金	△130,000 △130,000 △130,000 △130,000
		15施設介護サービス給付費	△480,000

(款) 2 保険給付費
(項) 1 介護サービス等諸費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	1	1				△197,609		△190,462	△91,929
						(国)現年度分		△72,000	
						(国)現年度分普通調整交付金		△41,757	
						(国)現年度分特別調整交付金		148	
						(支)現年度分		△129,600	
						(県)現年度分		△84,000	
						(繰)現年度分		△60,000	
						(繰)現年度分		△862	
						△29		4	25
						(国)現年度分普通調整交付金		△29	
						(繰)現年度分		4	
						△56		8	48
						(国)現年度分普通調整交付金		△57	
						(国)現年度分特別調整交付金		1	
						(繰)現年度分		8	
						△1,308		169	1,139
						(国)現年度分普通調整交付金		△1,327	
						(国)現年度分特別調整交付金		19	
						(繰)現年度分		169	
2		介護予防サービス等諸費	208,827	0	208,827	△512		66	446
	1	介護予防サービス等諸費	208,827	0	208,827	△512		66	446
						△350		46	304
						(国)現年度分普通調整交付金		△356	
						(国)現年度分特別調整交付金		6	
						(繰)現年度分		46	
						△20		2	18
						(国)現年度分普通調整交付金		△20	
						(繰)現年度分		2	
						△13		1	12
						(国)現年度分普通調整交付金		△13	
						(繰)現年度分		1	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		01施設介護サービス給付費 △480,000 18 負担金補助及び交付金 △480,000 介護サービス費等保険者負担金 △480,000
		17居宅介護福祉用具購入費 01居宅介護福祉用具購入費 財源内訳補正
		18居宅介護住宅改修費 01居宅介護住宅改修費 財源内訳補正
		19居宅介護サービス計画給付費 01居宅介護サービス計画給付費 財源内訳補正
		11介護予防サービス給付費 01介護予防サービス給付費 財源内訳補正
		13地域密着型介護予防サービス給付費 01地域密着型介護予防サービス給付費 財源内訳補正
		15介護予防福祉用具購入費 01介護予防福祉用具購入費 財源内訳補正
		16介護予防住宅改修費

(款) 2 保険給付費
(項) 2 介護予防サービス等諸費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	2	1				△29		4	25
						(国)現年度分普通調整交付金		△29	
						(繰)現年度分		4	
						△100		13	87
						(国)現年度分普通調整交付金		△102	
						(国)現年度分特別調整交付金		2	
						(繰)現年度分		13	
	3	その他諸費	10,979	0	10,979	△28		3	25
		1 審査支払手数料	10,979	0	10,979	△28		3	25
						△28		3	25
						(国)現年度分普通調整交付金		△28	
						(繰)現年度分		3	
	4	高額介護サービス等費	253,680	0	253,680	△623		81	542
		1 高額介護サービス費	253,530	0	253,530	△623		81	542
						△623		81	542
						(国)現年度分普通調整交付金		△632	
						(国)現年度分特別調整交付金		9	
						(繰)現年度分		81	
	5	高額医療合算介護サービス等費	37,036	0	37,036	△91		12	79
		1 高額医療合算介護サービス費	36,986	0	36,986	△91		12	79
						△91		12	79
						(国)現年度分普通調整交付金		△92	
						(国)現年度分特別調整交付金		1	
						(繰)現年度分		12	
	7	特定入所者介護サービス等費	249,141	0	249,141	△611		79	532
		1 特定入所者介護サービス等費	249,141	0	249,141	△611		79	532
						△609		79	530

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		01介護予防住宅改修費 財源内訳補正
		17介護予防サービス計画給付費 01介護予防サービス計画給付費 財源内訳補正
		10審査支払手数料 01審査支払手数料 財源内訳補正
		10高額介護サービス費 01高額介護サービス費 財源内訳補正
		10高額医療合算介護サービス費 01高額医療合算介護サービス費 財源内訳補正
		11特定入所者介護サービス費 01特定入所者介護サービス費 財源内訳補正

(款) 2 保険給付費
 (項) 7 特定入所者介護サービス等費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 7 1				(国)現年度分普通調整交付金 △618			1
				(国)現年度分特別調整交付金 9			
				(繰)現年度分 79			
				△1			1
				(国)現年度分普通調整交付金 △1			
				△1			1
				(国)現年度分普通調整交付金 △1			
6 基金積立金	1,126	474	1,600			474	0
1 基金積立金	1,126	474	1,600			474	0
1 積立金	1,126	474	1,600			474	0
						474	0
				(財)介護給付費準備基金 利子		474	
歳 出 合 計	12,659,061	△778,796	11,880,265	△331,778		△307,061	△139,957

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		12特例特定入所者介護サービス費 01特例特定入所者介護サービス費 財源内訳補正
		13特定入所者介護予防サービス費 01特定入所者介護予防サービス費 財源内訳補正
24 積立金	474	10介護給付費準備基金積立金 474 01介護給付費準備基金積立金 474 24 積立金 474 基金利子積立金 474

令和5年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）案

令和5年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774,470千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	
	1 他会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
152,816	1,017	153,833
152,816	1,017	153,833
773,453	1,017	774,470

歳 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
773,263	1,017	774,280
773,263	1,017	774,280
773,453	1,017	774,470

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	152,816	1,017	153,833
歳入合計	773,453	1,017	774,470

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	773,263	1,017	774,280
歳 出 合 計	773,453	1,017	774,470

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1,017	0
		1,017	0

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	152,816	1,017	153,833
1 他会計繰入金	152,816	1,017	153,833
1 一般会計繰入金	152,816	1,017	153,833
歳 入 合 計	773,453	1,017	774,470

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	1,017	一般会計繰入金 1,017

3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費
 (項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	773,263	1,017	774,280			1,017	0
1 介護老人保健施設費	773,263	1,017	774,280			1,017	0
1 介護老人保健施設 管理費	692,795	1,017	693,812			1,017	0
						1,017	0
				(繰)一般会計繰入金			1,017
歳 出 合 計	773,453	1,017	774,470			1,017	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	1,017	01人件費 1,017 01人件費 1,017 3 職員手当等 1,017 時間外勤務手当 1,017

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	55	219,605	125,606	345,211	72,732	417,943
補正前	55	219,605	124,589	344,194	72,732	416,926
比 較	0	0	1,017	1,017	0	1,017

職員 手当 の内 訳	区 分	時間外勤務 手 当
	補正後	8,153
	補正前	7,136
	比 較	1,017

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明		備 考
職員 手当	1,017	コロナ関連 対応に係る 手当の増加	1,017	(7)時間外勤務手当	1,017	給与条例第20条

令和5年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和5年度飯田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	14,054,237千円	156,354千円	14,210,591千円
第1項 医業収益	13,063,455千円	△10,738千円	13,052,717千円
第2項 医業外収益	990,782千円	167,092千円	1,157,874千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	14,817,138千円	2,800千円	14,819,938千円
第1項 医業費用	14,656,342千円	2,800千円	14,659,142千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	8,130,027千円	2,200千円	8,132,227千円

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

令和5年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 病院事業収益			14,054,237	156,354	14,210,591	
	1 医業収益		13,063,455	△ 10,738	13,052,717	
		3 その他医業収益	836,397	△ 10,738	825,659	
	2 医業外収益		990,782	167,092	1,157,874	
		2 他会計負担金	387,272	77,915	465,187	
		4 他会計補助金	109,888	14,217	124,105	
		6 県補助金	333,716	72,160	405,876	
		9 その他医業外収益	45,610	2,800	48,410	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 病院事業費用			14,817,138	2,800	14,819,938	
	1 医業費用		14,656,342	2,800	14,659,142	
		1 給与費	8,182,365	2,200	8,184,565	
		3 経費	1,924,137	600	1,924,737	

令和5年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 923,506	153,554	△ 769,952
未収金の増減額	△ 60,026	△ 2,800	△ 62,826
小計	123,457	150,754	274,211
業務活動によるキャッシュ・フロー	97,017	150,754	247,771
資金増加額	△ 451,053	150,754	△ 300,299
資金期末残高	4,773,068	150,754	4,923,822

令和5年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）給与費明細書

1 総括

(1) 常勤の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	750	200	3,067,431	2,711,749	5,779,380	1,092,721	6,872,101
	資本勘定支弁職員							
	合計	750	200	3,067,431	2,711,749	5,779,380	1,092,721	6,872,101
補正前	損益勘定支弁職員	750	200	3,067,431	2,709,549	5,777,180	1,092,721	6,869,901
	資本勘定支弁職員							
	合計	750	200	3,067,431	2,709,549	5,777,180	1,092,721	6,869,901
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	2,200	2,200	0	2,200
	資本勘定支弁職員							
	合計	0	0	0	2,200	2,200	0	2,200

手当の内訳	区分	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	229,270	298,528
	補正前	229,146	296,452
	比較	124	2,076

(2) (1)に係る給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
手当	2,200	制度改正に伴う増減分	(5) 特殊勤務手当 124	種類の追加に係る増加分
		その他の増減分	(6) 時間外勤務手当 2,076	給与条例第20条

(7) 特殊勤務手当

区分	医師 (医療職一)	医療技術職 (医療職二)	看護師・准看護師 (医療職三)	事務・その他 (行政職)
給料総額に対する比率	4.78%	0.42%	5.82%	0.98%
支給対象職員の比率 (令和6年1月1日現在)	91.8%	21.4%	63.9%	29.6%
特殊勤務手当の名称	医療業務手当ほか	救急患者待機手当ほか	夜間看護等手当ほか	給食早出手当

令和5年度飯田市水道事業会計補正予算（第4号）案

第1条 令和5年度飯田市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,090,400千円	3,654千円	2,094,054千円
第2項 営業外収益	400,850千円	3,654千円	404,504千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,861,413千円	3,654千円	1,865,067千円
第1項 営業費用	1,777,813千円	3,654千円	1,781,467千円

第3条 予算第9条で定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	174,239千円	1,168千円	175,407千円

第4条 予算第10条で定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 収益的支出に対する補助	213,072千円	3,654千円	216,726千円

令和6年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

令和5年度 飯田市水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業収益		2,090,400	3,654	2,094,054	
	02	営業外収益	400,850	3,654	404,504	
		02 他会計補助金	160,296	3,654	163,950	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業費用		1,861,413	3,654	1,865,067	
	01	営業費用	1,777,813	3,654	1,781,467	
		02 配水及び給水費	254,862	1,685	256,547	
		04 総係費	180,402	1,969	182,371	

令和5年度飯田市水道事業会計補正予算(第4号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	76,028	224	76,252
未収金の増減	8,366	△ 224	8,142
小計	913,573	0	913,573
営業活動によるキャッシュ・フロー	826,439	0	826,439
資金増減額	△ 111,171	0	△ 111,171
資金期末残高	1,201,842	0	1,201,842

令和5年度飯田市水道事業会計補正予算（第4号）給与費明細書

1 総括

(1) 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	13		53,480	35,149	88,629	18,443	107,072
	資本勘定支弁職員	6		23,183	15,398	38,581	7,711	46,292
	合 計	19		76,663	50,547	127,210	26,154	153,364
補正前	損益勘定支弁職員	13		53,480	33,981	87,461	18,443	105,904
	資本勘定支弁職員	6		23,183	15,398	38,581	7,711	46,292
	合 計	19		76,663	49,379	126,042	26,154	152,196
比 較	損益勘定支弁職員	0		0	1,168	1,168	0	1,168
	資本勘定支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	0		0	1,168	1,168	0	1,168

手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務手当	時間外勤務 手当
	補正後	248	10,606
	補正前	130	9,556
	比 較	118	1,050

(2) (1)に係る給料及び職員手当の増額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
手 当	1,168	制度改定に伴う増加分	(5) 特殊勤務手当 118	種類の追加に係る増加分
		その他の増加分	職員異動等に係る増加分 (6) 時間外勤務手当 1,050	飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条

2 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

(7) 特殊勤務手当

区 分	企 業 職
給料総額に対する比率	0.05%
支給対象職員の比率（令和6年1月1日現在）	21.1%
代表的な特殊勤務手当の名称	緊急出勤手当ほか

令和5年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和5年度飯田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度飯田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,660,500千円	1,950千円	3,662,450千円
第2項 営業外収益	1,736,201千円	1,950千円	1,738,151千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,378,416千円	1,950千円	3,380,366千円
第1項 営業費用	3,006,188千円	1,950千円	3,008,138千円

第3条 予算第9条で定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	184,232千円	819千円	185,051千円

第4条 予算書第10条で定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 収益的支出に対する補助	771,235千円	1,950千円	773,185千円

令和6年2月27日提出

飯 田 市 長 佐 藤 健

令和5年度 飯田市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	下水道事業収益		3,660,500	1,950	3,662,450	
	02	営業外収益	1,736,201	1,950	1,738,151	
		03 他会計補助金	771,235	1,950	773,185	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	下水道事業費用		3,378,416	1,950	3,380,366	
	01	営業費用	3,006,188	1,950	3,008,138	
		01 管渠費	343,703	819	344,522	
		06 総係費	127,594	1,131	128,725	

令和5年度飯田市下水道事業会計補正予算(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	301,684	101	301,785
未収金の増減	38,471	△ 101	38,370
小計	1,381,731	0	1,381,731
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,117,700	0	1,117,700
資金増減額	△ 294,277	0	△ 294,277
資金期末残高	562,717	0	562,717

令和5年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

(1) 常勤の職員

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	18		72,082	44,140	116,222	21,047	137,269
	資本勘定支弁職員	5		17,767	10,369	28,136	5,509	33,645
	合計	23		89,849	54,509	144,358	26,556	170,914
補正前	損益勘定支弁職員	18		72,082	43,321	115,403	21,047	136,450
	資本勘定支弁職員	5		17,767	10,369	28,136	5,509	33,645
	合計	23		89,849	53,690	143,539	26,556	170,095
比較	損益勘定支弁職員	0		0	819	819	0	819
	資本勘定支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合計	0		0	819	819	0	819

手当の内訳	区分	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	671	6,895
	補正前	576	6,171
	比較	95	724

(2) (1)に係る給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
手当	819	制度改正に伴う増減分	95 (6)特殊勤務手当	95 種類の追加に係る増加分
		その他の増減分	724 職員の異動等に係る増減分 (7)時間外勤務手当	724 給与条例第20条

(7) 特殊勤務手当

区分	行政職
給与総額に対する比率	0.22%
支給対象職員の比率（令和6年1月1日現在）	17.4%
特殊勤務手当の名称	特殊作業現場手当ほか